

令和 5 年 1 2 月 5 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案目次

報告第13号	専決処分事項の報告について	1
議案第77号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第78号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	17
議案第79号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	21
議案第84号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の 変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更に ついて	29
議案第85号	工事請負契約の締結について	33
議案第86号	公の施設の指定管理者の指定について	35
議案第87号	公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第88号	公の施設の指定管理者の指定について	39
議案第89号	公の施設の指定管理者の指定について	41
議案第90号	公の施設の指定管理者の指定について	43
議案第91号	公の施設の指定管理者の指定について	45
議案第92号	公の施設の指定管理者の指定について	47
議案第93号	公の施設の指定管理者の指定について	49
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について	51
議案第95号	工事委託契約の変更について	53
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	55

報告第 1 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 3 2 3, 2 7 7 円

債 権 者

(3 0 2, 2 8 1 円)

広島市西区横川新町 1 3 番 1 2 号

広島県建設国民健康保険組合 (2 0, 9 9 6 円)

理事長 原 正

2 専決処分年月日 令和 5 年 1 1 月 1 5 日

(参考事項)

令和5年4月11日廿日市市総合健康福祉センターで発生した施設不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 7 7 号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第23条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第5項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第24条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900

33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		

70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			

	108		300,300	349,000					
	109		300,500	349,500					
	110		300,900	349,900					
	111		301,300	350,200					
	112		301,600	350,500					
	113		301,800	351,000					
	114		302,000						
	115		302,300						
	116		302,700						
	117		302,900						
	118		303,100						
	119		303,400						
	120		303,700						
	121		304,100						
	122		304,300						
	123		304,600						
	124		304,900						
	125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条に規定する職員を除く。

別表第2（第5条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400

33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800
34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500
35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200
36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800
37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200
38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900
39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600
40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300
41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700
42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300
43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000
44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600
45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400
46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100
47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600
48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100
49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600
50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900
51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200
52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600
53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000
54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200
55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500
56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700
57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100
58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300
59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500
60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700
61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100
62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600	
63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900	
64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200	
65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500	
66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800	
67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100	
68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400	
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	420,000	437,600	

70	278, 700	295, 900	317, 100	362, 600	406, 800	420, 300	437, 900
71	279, 800	297, 200	318, 400	363, 900	407, 400	420, 600	438, 200
72	281, 000	298, 300	319, 800	365, 300	407, 900	420, 900	438, 400
73	282, 000	299, 400	320, 500	366, 400	408, 400	421, 200	438, 600
74	283, 000	300, 500	322, 000	367, 600	408, 800	421, 500	438, 900
75	284, 000	301, 600	323, 500	368, 800	409, 300	421, 800	439, 200
76	285, 000	302, 700	325, 200	370, 000	409, 800	422, 100	439, 500
77	286, 000	303, 600	327, 000	371, 300	410, 300	422, 300	439, 700
78	287, 100	305, 000	328, 700	372, 500	410, 800	422, 600	440, 000
79	288, 100	306, 200	330, 300	373, 700	411, 400	422, 900	440, 300
80	288, 700	307, 500	331, 900	374, 800	411, 900	423, 100	440, 600
81	289, 600	308, 700	333, 500	375, 900	412, 300	423, 300	440, 800
82	290, 600	310, 100	335, 100	377, 100	412, 900	423, 600	441, 100
83	291, 500	311, 200	336, 700	378, 200	413, 400	423, 900	441, 400
84	292, 300	312, 500	338, 300	379, 400	413, 600	424, 100	441, 700
85	293, 400	313, 400	339, 700	380, 500	413, 900	424, 300	441, 900
86	294, 500	314, 700	341, 200	381, 100	414, 400	424, 600	
87	295, 400	316, 000	342, 700	381, 600	414, 700	424, 900	
88	296, 400	317, 500	344, 100	382, 100	415, 000	425, 100	
89	297, 400	319, 000	345, 400	382, 700	415, 300	425, 300	
90	298, 500	320, 500	346, 600	383, 300	415, 700	425, 600	
91	299, 600	321, 900	347, 800	383, 900	416, 100	425, 900	
92	300, 700	323, 400	349, 100	384, 500	416, 500	426, 100	
93	301, 200	324, 600	350, 400	384, 800	416, 800	426, 300	
94	302, 300	325, 900	351, 900	385, 300			
95	303, 400	327, 200	353, 400	385, 900			
96	304, 700	328, 500	354, 800	386, 400			
97	305, 800	329, 700	356, 100	386, 800			
98	307, 000	331, 000	357, 300	387, 200			
99	308, 200	332, 200	358, 400	387, 800			
100	309, 400	333, 400	359, 600	388, 300			
101	310, 500	334, 800	360, 700	388, 700			
102	311, 500	335, 700	361, 800	389, 200			
103	312, 500	336, 700	362, 900	389, 800			
104	313, 500	337, 800	364, 000	390, 300			
105	314, 300	338, 900	365, 200	390, 600			
106	314, 900	340, 000	365, 700	391, 000			
107	315, 500	341, 000	366, 300	391, 500			

108	316, 100	342, 000	366, 900	391, 800				
109	316, 600	343, 200	367, 500	392, 100				
110	317, 100	344, 200	368, 000	392, 600				
111	317, 500	345, 200	368, 500	393, 100				
112	318, 000	346, 100	369, 000	393, 600				
113	318, 800	347, 000	369, 400	393, 900				
114	319, 500	347, 900	369, 800	394, 400				
115	320, 200	348, 900	370, 400	394, 900				
116	320, 800	349, 900	370, 900	395, 400				
117	321, 400	350, 900	371, 300	395, 700				
118	322, 200	351, 300	371, 800	396, 200				
119	322, 900	351, 900	372, 400	396, 700				
120	323, 700	352, 500	372, 900	397, 200				
121	324, 300	352, 800	373, 100	397, 600				
122	324, 600	353, 200	373, 600	398, 100				
123	325, 100	353, 700	374, 100	398, 500				
124	325, 600	354, 100	374, 500	399, 000				
125	325, 900	354, 500	375, 000	399, 400				
126		354, 900	375, 500					
127		355, 400	376, 000					
128		355, 800	376, 500					
129		356, 200	376, 800					
130		356, 600	377, 300					
131		357, 000	377, 800					
132		357, 400	378, 300					
133		357, 600	378, 600					
134		358, 100	379, 100					
135		358, 500	379, 500					
136		358, 800	379, 900					
137		359, 100	380, 200					
138		359, 500	380, 700					
139		360, 000	381, 200					
140		360, 500	381, 700					
141		360, 800	382, 000					
142		361, 300						
143		361, 800						
144		362, 300						

	145		362,600						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		242,500	254,200	258,300	289,600	306,200	320,300	343,900	379,200

備考 この表は、消防吏員に適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第5項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000

第8条第2項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改

正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、
「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第7条第1項の表の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第23条第2項及び第5項並びに第24条第2項の規定並びに改正後の任期付条例第8条第2項（「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める部分に限る。）の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の給料月額を改定するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 78 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）第3条第4項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて令和5年12月に市議会議員、市長、副市長及び教育長に支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 79 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 5 年 12 月 5 日

廿日市市長 松 本 太 郎

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第2号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額及び在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

4 第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。

第26条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第26条の2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額及び在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

4 第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第23条の2及び第23条の3の規定を準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第16条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900
2	163,200	209,700	242,400
3	164,400	211,400	243,800
4	165,500	212,900	245,200
5	166,600	214,400	246,400
6	167,700	216,200	248,000
7	168,800	217,900	249,500
8	169,900	219,600	250,900
9	170,900	221,100	252,000
10	172,300	222,600	253,400
11	173,600	224,100	254,900
12	174,900	225,600	256,200
13	176,100	226,800	257,500

14	177, 600	228, 200	258, 700
15	179, 100	229, 600	259, 900
16	180, 700	231, 000	261, 100
17	181, 800	232, 400	262, 300
18	183, 200	234, 000	263, 600
19	184, 600	235, 500	264, 900
20	186, 000	236, 900	266, 200
21	187, 300	238, 100	267, 600
22	189, 600	239, 700	269, 100
23	191, 800	241, 200	270, 700
24	194, 000	242, 600	272, 200
25	196, 200	243, 600	273, 800
26	197, 900	245, 100	275, 500
27	199, 400	246, 400	277, 100
28	200, 900	247, 600	278, 700
29	202, 400	248, 700	280, 300
30	203, 800	249, 700	281, 800
31	205, 200	250, 600	283, 300
32	206, 600	251, 500	284, 800
33	208, 000	252, 400	285, 900
34	209, 300	253, 300	287, 500
35	210, 600	254, 100	289, 000
36	211, 900	254, 900	290, 500
37	213, 200	255, 600	291, 900
38	214, 400	256, 700	293, 500
39	215, 600	257, 900	295, 100
40	216, 700	259, 000	296, 700
41	217, 800	260, 200	298, 200
42	218, 900	261, 400	299, 800
43	219, 900	262, 500	301, 300
44	220, 900	263, 600	302, 800
45	221, 800	264, 700	304, 400
46	222, 700	265, 800	306, 000
47	223, 600	266, 900	307, 600
48	224, 500	267, 900	309, 100
49	225, 400	268, 900	310, 000
50	226, 300	269, 900	311, 500
51	227, 200	270, 900	313, 000
52	228, 100	271, 800	314, 600
53	228, 900	272, 700	316, 200
54	229, 800	273, 600	317, 800
55	230, 700	274, 500	319, 300
56	231, 500	275, 400	320, 800
57	231, 800	276, 300	322, 200
58	232, 600	277, 200	323, 400
59	233, 300	278, 100	324, 500
60	233, 900	279, 000	325, 600

61	234, 500	280, 000	326, 300
62	235, 200	281, 000	327, 200
63	235, 800	281, 900	328, 000
64	236, 300	282, 800	328, 800
65	236, 800	283, 300	329, 600
66	237, 300	284, 000	330, 000
67	237, 800	284, 700	330, 600
68	238, 400	285, 600	331, 300
69	238, 900	286, 600	332, 100
70	239, 400	287, 400	332, 800
71	239, 900	288, 200	333, 500
72	240, 400	289, 000	334, 100
73	240, 900	289, 700	334, 600
74	241, 400	290, 200	335, 200
75	241, 800	290, 600	335, 700
76	242, 300	291, 000	336, 300
77	242, 800	291, 200	336, 600
78	243, 300	291, 500	337, 100
79	243, 800	291, 700	337, 500
80	244, 300	292, 000	337, 900
81	244, 700	292, 200	338, 300
82	245, 200	292, 400	338, 800
83	245, 600	292, 700	339, 300
84	246, 000	292, 900	339, 800
85	246, 400	293, 200	340, 100
86	246, 800	293, 500	340, 500
87	247, 200	293, 800	341, 000
88	247, 600	294, 100	341, 400
89	248, 000	294, 400	341, 700
90	248, 500	294, 800	342, 100
91	248, 800	295, 100	342, 600
92	249, 100	295, 500	343, 000
93	249, 400	295, 700	343, 200
94		295, 900	343, 600
95		296, 200	344, 100
96		296, 600	344, 500
97		296, 800	344, 700
98		297, 100	345, 100
99		297, 500	345, 500
100		297, 900	345, 800
101		298, 100	346, 100
102		298, 400	346, 500
103		298, 800	346, 900
104		299, 100	347, 300
105		299, 300	347, 800
106		299, 600	348, 200
107		300, 000	348, 600

108		300,300	349,000
109		300,500	349,500
110		300,900	349,900
111		301,300	350,200
112		301,600	350,500
113		301,800	351,000
114		302,000	
115		302,300	
116		302,700	
117		302,900	
118		303,100	
119		303,400	
120		303,700	
121		304,100	
122		304,300	
123		304,600	
124		304,900	
125		305,200	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第 1 6 条第 2 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）」を加える。

第 1 7 条第 4 項中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の給料表及び期末手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給割合を改定し、及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 8 4 号

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島 県市町総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、
広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、及び広島県市町総
合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規
定により、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

広島県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合規約（昭和 3 5 年指令地第 8 0 3 号）の一部を
次のように改正する。

「

別表第 2 中

1 組合市町の職員に対する退 職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市 市、廿日市市、安芸高田市、江田 田町、熊野町、坂町、安芸太田町 町、大崎上島町、世羅町、神石高 羅中央病院企業団、広島県市町総 合、安芸地区衛生施設管理組合、 環境施設組合、広島中部台地土地 管理組合、宮島ボートレース企業 中央環境衛生組合
--------------------------------	--

(提案理由)

広島県市町総合事務組合の共同処理する事務を変更し、及び広島県市町総合事務組合同規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 8 5 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり佐伯総合スポーツ公園野球場整備工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 佐伯総合スポーツ公園野球場整備工事
- 2 工事場所 廿日市市津田 5 4 5 番地
- 3 請負金額 2 8 8 , 4 3 5 , 1 8 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市大野 4 4 4 7 番地 1 3

有田建設株式会社

代表取締役 有 田 智 実

(提案理由)

佐伯総合スポーツ公園野球場整備工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市産業交流センター設置及び管理条例（平成 14 年条例第 22 号）
第 22 条の規定により、次のとおり廿日市市産業交流センターの指定管理
者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市市産業交流センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市本町 5 番 1 号
廿日市商工会議所
会頭 澁 谷 憲 和
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市産業交流センターの指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 87 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島商工会館設置及び管理条例（平成 17 年条例第 51 号）第 12 条の規定により、次のとおり廿日市市宮島商工会館の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市市宮島商工会館
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市宮島町 527 番地 1
宮島町商工会
会長 松 本 誠
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市宮島商工会館の指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 88 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成 15 年条例第 40 号）第 12 条の規定により、次のとおり廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市岩倉ファームパーク

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 89 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例（平成 22 年条例第 8 号）第 11 条の規定により、次のとおり廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮浜温泉三丁目 5 番 27 号

宮浜温泉地域管理組合

組合長 上 野 純 一

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 90 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和 54 年条例第 23 号）
第 13 条の規定により、次のとおり廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者を
指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市地御前五丁目 10 番 8 号
地御前漁業協同組合
代表理事 峠 清 隆
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 9 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和 5 4 年条例第 2 3 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり大野漁船等巻揚施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
大野漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市沖塩屋三丁目 4 番 2 1 号
大野町漁業協同組合
代表理事 寺 西 浩 二
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から
令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

大野漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 9 2 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例（昭和 5 4 年条例第 2 3 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり宮島漁船等巻揚施設の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
宮島漁船等巻揚施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市宮島町 9 7 4 番地 9
宮島漁業協同組合
代表理事 丸 本 孝 雄
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から
令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

宮島漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 9 3 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市吉和福祉センター設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 4 7 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市吉和福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市吉和福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 益 本 住 夫

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市吉和福祉センターの指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 9 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島福祉センター設置及び管理条例（平成 1 7 年条例第 6 4 号）
第 1 3 条の規定により、次のとおり廿日市市宮島福祉センターの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市宮島福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目 1 3 番 1 号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 益 本 住 夫

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市宮島福祉センターの指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 9 5 号

工事委託契約の変更について

令和 4 年議案第 5 8 号により議決を得た山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約の委託金額を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

「3 委託金額 2 5 4, 4 3 7, 0 0 0 円」を「3 委託金額 2 2 8, 3 3 9, 2 1 4 円」に改める。

(提案理由)

令和４年議案第５８号により議決を得た山陽新幹線広島・新岩国間衣越こ線道路橋修繕工事の委託契約については、西日本旅客鉄道株式会社との協定後、数量の増減等が発生したこと、西日本旅客鉄道株式会社が発注した工事に入札差金が発生したことなどにより、委託金額を変更する必要性が生じたので、市議会の議決を求めるものである。

議案第 9 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

はつかいち文化ホール設置及び管理条例（平成 8 年条例第 1 2 号）第 1 3 条及びはつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例（平成 8 年条例第 1 3 号）第 1 3 条の規定により、次のとおりはつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

はつかいち文化ホール

はつかいち美術ギャラリー

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

公益財団法人 廿日市市芸術文化振興事業団

代表理事 生 田 徳 廉

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から

令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者の指定期間が、令和6年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。